

会 議 録

(5-1)

会議の名称		令和 8 年度 第 1 回春日部市建築審査会		
開催日時		令和 8 年 7 月 1 4 日 (火)	開 会	午後 3 時 0 0 分
			閉 会	午後 3 時 2 0 分
開催場所		春日部市役所第二庁舎 5 階 5 A 会議室		
議長(会長等)氏名		大里 定則		
出席者	委員氏名	(出席人数：4 人)		
		大里 定則、吉村 英孝、高柳 誠也、岩間 伸一郎		
	特定行政庁	(出席人数：3 人)		
		都市整備部参事兼建築課長：寺林 敬峰		
		建築課建築安全担当主幹：佐藤 淳彦		
	事務局	建築安全担当主査：浜野 英司		
(出席人数：2 人)				
建築課建築安全担当主査：綿貫 良太				
建築課建築安全担当主任：野本 拓也				
次第及び公開・一部公開・非公開の区分		議事（公開） ・報告第 1 号：『建築の許可について（報告）』 （建築基準法第 4 3 条第 2 項第二号の規定に基づく許可）		
一部公開・非公開の場合はその理由		☐ 要綱第 3 条第 1 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 2 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 3 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 4 号該当：		
配布資料		・次第 ・「建築の許可について（報告）」（建築基準法第 4 3 条第 2 項第二号の規定に基づく許可）に関する資料（1 式） ・建築審査会における包括同意基準 ・春日部市案内図		
会議録の作成方法		☐ 録音テープ等を使用した全文記録 ☒ 録音テープ等を使用した要点記録 ☐ 要点記録		
会議録署名の指定		春日部市建築審査会運営要領第 4 条の規定により、会議録は、議長が指名した 2 人の委員が署名するものとする。		

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	1. 開会 令和8年度第1回春日部市建築審査会の開催宣言。
	2. 資料確認 会議資料の確認。
事務局	3. 建築審査会成立の報告 委員総数5名中4名の出席で、春日部市建築審査会条例第5条第2項の規定による要件を満たしているので、本日の会議の成立を報告。
	4. 議長選出 春日部市建築審査会条例第5条第1項の規定により、会議の議長は会長。
議 長	5. 議事録署名人の選出 議事録署名人に高柳 誠也委員と岩間 伸一郎委員を指名。
	6. 会議の公開と傍聴人について 本審査会は、付属機関等の会議の公開に関する要綱第3条の規定に基づき、原則、公開での審議となる。
議 長	事務局へ傍聴人の確認。 傍聴人無しの報告により、次の議事へ。
	7. 議事 「建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づく許可について（報告）」 報告内容の詳細について特定行政庁より説明を求める。
特定行政庁	～報告資料に基づき内容説明～
	主な説明内容
	・ 建築基準法第43条第2項第二号について
	・ 本案件の包括同意基準への適合状況について
議 長	質問・意見等の聴取。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
委員	「関係者の合意」が得られたとのことだが、具体的に関係者とは誰か。
特定行政庁	通路部分と通路に接している敷地の所有者である。なお、一部通路幅が4.0m未満となっている部分については、建替えの際に後退をする合意が得られており、4.0m以上の後退整備が図られることになっている。
委員	現況図（近隣状況図）では通路の終端部の幅員が3.87mと記載されているが、配置図の幅員は4.0mになっているのはなぜか。
特定行政庁	現況図（近隣状況図）は現状の通路幅員として3.87mと記載しており、一方の配置図は計画幅員（拡幅後）として4.0mと記載している。
委員	現況図（近隣状況図）では道路中心線が記載されており、配置図には記載されていないのはどういう意図か。
特定行政庁	現況図（近隣状況図）に中心線を記載しているのは通路の延長を示すためである。 配置図に中心線を記載していないのは、今回は通路西側の敷地との境界線から東側に一方4.0mの拡幅となるためである（中心振り分けではない）。
議 長	報告については以上でよろしいか。
委 員	・・・異議なしの声・・・
議 長	8. 閉会 本日の議事は全て終了。 これにて令和8年度第1回春日部市建築審査会を閉会する。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。 令和８年　７月２８日 署名者の職・氏名 春日部市建築審査会 委　員　高柳　誠也　　（原本は自署） 春日部市建築審査会 委　員　岩間　伸一郎　（原本は自署）	